　　　　　 年 　 月 日

『昭和話し言葉コーパス』モニター公開データ　誓約書

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立国語研究所

音声言語研究領域 領域代表

小磯花絵 殿

□氏名： 印

　　　　　　　　　　　□所属機関・部局・職：

　　　　　　　　　　　　　　（学生の方は大学・研究科・課程・学年をお書き下さい）

　　　　　　　　□データ送付先：所属機関あて・自宅あて（どちらかに○）

　　　 　□データ送付先住所：〒

　　　　　　　　　　　□メールアドレス：

　　　　　　　　　　　□専門分野：

私は，「『昭和話し言葉コーパス』モニター公開データ」（以下，「公開データ」という。公開データを収録したディスクを指す場合は，「ディスク」という）を利用するに当たって，以下の各条項の内容を十分理解し，誠実に実行することを約束します。

第1条（公開データの利用期限）

　公開データの利用期限（2021年3月31日）を順守します。

2　本誓約書の内容に違反し，利用資格を失った場合は，その時点をもって利用期限とすることを了解します。

第2条（公開データの利用目的）

　私自身による学術研究の目的に限り，公開データ（の全部または一部。以下同）を利用します。

2　公開データを利用した製品開発，産業財産権の出願は行いません。

第3条（公開データの厳正な管理）

　第三者に対し，公開データまたはディスクについて，譲渡，配布，貸与，売却は行いません。また，公開データの公衆送信は行いません。

2　公開データあるいはディスクを製品としてあるいは製品の一部に組み込んでの販売は行いません。

3　公開データは紛失することのないよう適切に管理します。

第4条（公開データの複製）

　公開データを複製する場合は，私自身が研究で使用する目的に限り，私が占有して使用するコンピュータに対してのみ複製します。

2　上記の目的のため，USBメモリ等の電子媒体に一時的に公開データを複製する場合は，コンピュータに複製後すみやかにUSBメモリ等の電子媒体から公開データを消去します。

3　公開データの必要以上の複製は行いません。また，公開データを長期間利用しない場合は，コンピュータから消去します。

第5条（利用期限後の措置）

　公開データの利用期限が過ぎたらすみやかに公開データを消去するとともに，ディスクを国立国語研究所に返却します。

第6条（公開データの利用環境）

公開データが不用意に流出しないよう，以下の条件に該当するコンピュータにおける公開データの利用及び当該コンピュータへの公開データの複製を行いません。

①セキュリティ対策ソフトが正常に機能していないコンピュータ

②ファイル交換ソフトがインストールされているコンピュータ

③不特定多数が利用するコンピュータ

④インターネット検索ロボット（Google等）の検索が及ぶコンピュータ

第7条（補助作業者）

　第2条の利用目的達成のため，第三者である補助作業者に公開データを預け，必要な作業をさせる場合は，補助作業者にも本誓約書の内容を周知させ，同等の義務を課します。なお，補助作業者がさらに別の補助作業者に作業をさせるような依頼は行いません。

第8条（研究成果の公開）

　公開データを利用した研究成果を発表するに当たっては，次の①～③を順守します。

①研究成果を発表する場合は，「『昭和話し言葉コーパス』モニター公開データ」を利用したことを明記します。また，参考文献として以下の文献を挙げます。

丸山岳彦 (2016)「『昭和話し言葉コーパス』の計画と展望 ―1950年代の

話し言葉研究小史―」『専修大学人文科学研究所月報』第282号, 39-55.

②研究成果を発表した場合は，その抜き刷りないしコピーを以下に送付します。

〒190-8561東京都立川市緑町10-2 国立国語研究所

『昭和話し言葉コーパス』モニター公開 受付担当：森本

③研究成果が電子媒体の場合は，そのPDFファイルを showa\_corpus@ninjal.ac.jp あてに送付します。

第9条（違約行為）

　理由のいかんを問わず，本誓約書の内容を誠実に履行しなかったことにより，国立国語研究所に損害を与えた場合は，すみやかに公開データを消去するとともに，ディスクを国立国語研究所に返却します。

2　上記の損害の程度により，相当期間，公開データあるいは『昭和話し言葉コーパス』に関するデータの利用停止を含む制限を受けることを了解します。

第10条（協議）

本誓約書に定めのない事項および本誓約書の解釈について疑義が生じた場合には，誠意をもって国立国語研究所と協議し，解決を図ります。

以上